

十一 慰 勞 費

一 半期中の日給均益給支給は、  
 二 半期間の日給均益給支給は、  
 三 半期間の日給均益給支給は、  
 四 半期間の日給均益給支給は、  
 五 半期間の日給均益給支給は、  
 六 半期間の日給均益給支給は、  
 七 半期間の日給均益給支給は、  
 八 半期間の日給均益給支給は、  
 九 半期間の日給均益給支給は、  
 十 半期間の日給均益給支給は、  
 十一 半期間の日給均益給支給は、  
 十二 半期間の日給均益給支給は、

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

一 本争議に犠牲者を出さざること  
 二 争議費用は工場主に於て負擔せられたし  
 ○ 傳習生（徒弟工）の分

一 給 付

- 1、 毎月の手當は最低五圓、最高十五圓を支給せられたし
- 2、 日用品一切を支給せられたし
- 3、 作業服を一年四回支給せられたし
- 4、 年二回外出洋服を、外に和服夏冬一揃を與へられたし
- 5、 年三回作業靴を支給せられたし
- 6、 年一回外出用帽子、靴を支給せられたし
- 7、 賞與は半期に最低一ヶ月最高一ヶ年半を支給せられたし